

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成 27年 8月 7日								
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 静岡県富士市今泉700番地の1		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) ジャトコ株式会社 取締役社長 中塚 晃章 電話 0545-51-0047								
主たる業種	自動車部品製造業					細分類番号	3	1	1	3
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					京都府地球温暖化対策条例施行規則				
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで									
基本方針	平成25年度の排出量を基準に、平成28年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。									
計画を推進するための体制	当社工場単位のISO14001システムの推進組織(リーダーは工場長)と全社事務局員で構成し環境委員会議において平成25年度を基準年とした実行計画に基づき進捗管理を実施していく									
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率				
	事業活動に伴う排出の量	49,980.0 トン	51,214.6 トン	トン	トン	2.5	パーセント			
	評価の対象となる排出の量	52,882.3 トン	51,214.6 トン	トン	トン	-3.2	パーセント			
実績に対する自己評価		京都工場は生産台数増、八木工場は生産台数増に伴い、全体の排出量は前年度比で2.5%増加した。引き続き、設備稼働の調整を行い排出量削減に取り組む。								
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率			
	京都工場	事業活動に伴う排出の量 (排出量/生産数×1000)	69.40	65.40			-5.76	パーセント		
	八木工場	事業活動に伴う排出の量 (排出量/生産数×1000)	77.80	59.60			-23.39	パーセント		
実績に対する自己評価		基準年度に対し生産性向上対策等により京都工場は約6%減、八木工場は約23%減となった。								
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考				
		82.0 トン	82.0 トン	トン	トン					
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	生産体制の見直し(2直ラインの1直化)、生産効率のアップ								
	(27)年度									
	(28)年度									
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	近距離通勤者に対し自転車又は徒歩通勤への呼びかけ								
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	公共交通機関利用者増加に伴い、八木工場では送迎バスの増加を実施。社員の意識が向上したと考える。								
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考					
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	トン	トン						
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	トン	トン						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	トン	トン						
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン						
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン						
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	社員全体の省エネ意識の更なる向上 社内産業廃棄物の排出量削減									
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。									
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度						
	トン	0.0 トン	トン	トン						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。